

独立行政法人国際協力機構と国立大学法人長崎大学との間の連携協定

独立行政法人 国際協力機構（以下「JICA」という。）と、国立大学法人長崎大学（以下「大学」という。）は、双方の連携による開発途上地域への国際協力（以下「連携協力」という。）に必要な事項を定め、以て開発途上地域、ひいては日本国内の各地域に共通する社会課題に係る国際協力事業の質の向上及び人材育成、国際貢献、学術研究及び教育の発展に寄与することを目的に、本協定を締結する。

（目的達成への努力）

第1条 JICAと大学（以下「双方」という。）は、本連携協力が双方の組織あるいは組織の関係者のみならず、我が国及び世界の開発途上地域の人々に資するため、双方が協力して必要な努力を行うものとする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。

（連携協力の対象）

第3条 本協定に基づく連携協力の対象は、次のとおりとする。

- （1）JICA 研修員・留学生の受入れ及びそのための協力
- （2）教員、職員、特別研究員、学生等（以下「教職員、学生等」という。）の JICA 調査団への派遣
- （3）教職員、学生等の JICA 専門家、ボランティア等としての派遣
- （4）教職員、学生等の JICA 活動への参加に対する支援
- （5）大学による JICA 活動と連携した教育・研究活動の実施及び JICA 職員の参加その他の人事交流
- （6）施設の相互利用促進
- （7）前各号に掲げるものの他、双方が合意する事項

（連携協力のテーマ・分野）

第4条 前条に掲げた連携協力の具体的テーマ・分野は、双方協議により別途定めることとする。

（経費負担）

第5条 前二条に規定する連携協力の実施については、双方それぞれの予算措置の範囲内で行うものとし、この協定により双方は相手方に対して特定の経費負担の責を負うものではない。

（連携協力の評価・協定の更新）

第6条 双方は、協定の有効期間満了前の時点において、同時点までの連携協力の実績及び内容について評価を行う。当該評価に基づき、本協定の更新の必要性及び更新する場合の連携協力の対

象について協議を行った上で、双方合意が得られる場合には本協定の更新を行う。

（協定の窓口）

第7条 本協定に基づく連携協力の推進のため、本協定の所管部署として、双方に事務局を設置するものとし、双方がこれを決定のうえ、相互に通知する。

2 連携協力を推進するに当たっては、前項に規定する事務局において定期的に協議を行いつつ、相互の理解を深めることとする。

（秘密保持）

第8条 双方は、本協定に基づく連携協力の実施の過程において知り得た相手方及び相手国政府機関等の一切の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（本連携協力の直接関与する大学の教職員等及び学生を除く。）に開示・漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。

（1）法令又は裁判所若しくは官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。

（2）相手方から知得する前に既に公知であるもの。

（3）相手方から知得した後に自らの責によらず公知となったもの。

（4）相手方から知得する前に既に自らが所有していたもの。

（5）正当な権限を有する第三者から、合法的な手段により秘密保持義務を伴う事なく取得したものの。

2 双方は、本協定が第2条に定める有効期間の満了後も、前項による秘密保持の義務を負う。

3 JICA は、JICA の職員に前二項に記載された義務を遵守させるものとする。

4 大学は、大学の教職員等及び学生に第1項及び第2項に記載された義務を遵守させるものとする。

（改正、疑義等の解決）

第9条 本協定の改正若しくは終了等が必要な場合又は本協定の運用等に関する疑義等が生じた場合は、双方の協議において審議し、解決する。

2024 年 12 月 25 日

東京都千代田区二番町 5-25
独立行政法人国際協力機構
理事長 田中 明彦

長崎県長崎市文教町 1-14
国立大学法人長崎大学
学長 永安 武

田中明彦

永安武